

令和 6 年度における特定個人情報の取扱いの状況に係る 地方公共団体等による定期的な報告（令和 7 年度実施）について

1 概要

(1) 根拠規定

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条の 3 第 2 項
- ・ 特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 4 号）

(2) 対象機関

- ・ 各都道府県・各市区町村及び特定個人情報保護評価書を提出している教育委員会等（令和 6 年度は 2, 207 機関）

(3) 報告内容等

- ・ 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等を、毎年度、個人情報保護委員会に報告

2 令和 7 年度に報告を求める内容（令和 6 年度の実施状況）

(1) 安全管理措置の実施状況〔13 項目〕【継続】

- ・ 規程等の整備、研修・監査の実施、ログの分析等の基本的な項目

【前回からの変更点】

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）の遵守状況の把握の精度を高めるため、「研修未受講者への対応」と「ログの分析等」の報告項目を追加
- ・ 「人事異動に伴うアクセス権限の付与または削除」については、ほぼ全ての機関が実施済みとなったため削除

(2) 委託及び再委託の実施状況〔6 項目〕【継続】

- ・ 安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾等

3 今後の予定

令和 7 年 5 月上旬 報告を求める通知

7 月中旬 報告期限

以上